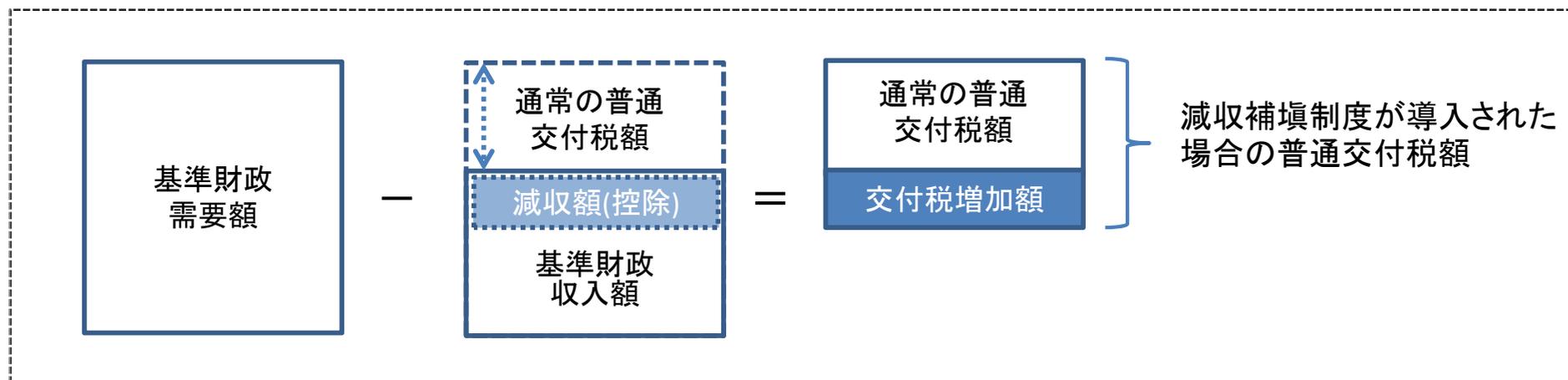


減収補填制度の概要

- 基準財政収入額の算定にあたり、地方税法第6条により地方団体が任意で課税免除・不均一課税をした場合の減収については考慮しない（減収を補填しない）ことが原則。
- 個別立法に基づき、一定の地域において企業立地等により地域振興等を図るため、地方団体が行う課税免除・不均一課税による減収については、基準財政収入額から控除することにより、当該減収を交付税で補填。

[イメージ]



＜根拠法＞ 過疎法、沖縄振興法、奄美振興法、離島振興法、半島振興法、山村振興法、原発地域振興法、水源地域対策特措法、地域未来投資促進法（旧：企業立地促進法）、地域再生法

＜対象税目＞ 事業税、不動産取得税、固定資産税（事業税、固定資産税については、取得後3年間又は5年間の措置）

＜実績＞ 減収補填額：125億円（令和元年度）

現行の減収補填措置一覧

- 対象となる10の法律のうち、地域再生法は今年度末で適用期限を迎える。
 (他の法律については昨年度適用期限を延長)

根拠法	創設年度	対象事業等	適用期限	補填対象		対象税目		
				課税免除	不均一課税	事業税	不動産取得税	固定資産税
過疎法	S45	製造業、旅館業、農林水産物等販売業等	R3. 3. 31	○	○	○	○	○
沖縄振興法	S48	製造業等	R3. 3. 31	○	○	○	○	○
半島振興法	S61	製造業、旅館業、農林水産物等販売業等	R3. 3. 31		○	○	○	○
山村振興法	H3	地域資源を活用する製造業、 農林水産物等販売業	R3. 3. 31		○		○	○
離島振興法	H5	製造業、旅館業、情報サービス業等	R3. 3. 31	○	○	○	○	○
水源対策法	H7	製造業、旅館業	R3. 3. 31		○			○
奄美振興法	H11	製造業、旅館業、農林水産物等販売業等	R3. 3. 31	○	○	○	○	○
原発地域振興法	H13	製造業、道路貨物運送業、倉庫業、 こん包業等	R3. 3. 31		○	○	○	○
地域未来投資促進法 (旧：企業立地促進法)	H19	業種限定なし	R3. 3. 31	○	○		○	○
地域再生法	移転型	H27	企業の本社機能の東京23区からの移転	R2. 3. 31	○	○	○	○
	拡充型		地方にある企業の本社機能の強化	R2. 3. 31		○		○